

法整備支援への思い

大阪高等検察庁検事長

寺 脇 一 峰

1 はじめに

今回、『ICD NEWS 第70号』の巻頭言を書かせていただくという、得難く名誉な機会を頂いた。せっかく頂いた機会なので、昔話も含めて、過去から未来に向けてのお話を書かせていただきたいと思います。

2 昨年と同窓会

まずは、昨年開催された国際協力部同窓会から始めたいと思う。

昨年11月12日午後2時30分から、大阪高等検察庁・地方検察庁が入居する大阪中之島合同庁舎にある国際会議場で、国際協力部15周年記念行事が開催され、出席する機会を頂いた。

皆様ご案内のとおり、国際協力部（以下では、従前から使用されている略称であるICDと表示する。）は、法務省法務総合研究所の組織の一つであり、我が国の法整備支援活動の中核的役割を担っている部署である。ICDは、2001年4月1日に発足し、2016年は、満15歳ということになったということが記念行事開催の理由であった。いわば、ICDを絆の中心としての関係者の同窓会という色彩が強いものであった。

実のところ、小生は、1996年4月から2年間は法務省大臣官房人事課付検事として、また、その後の1998年4月から2年間は法務総合研究所総務企画部副部長として、ICDの立ち上げには関与したが、残念ながら、ICD発足後には、ほとんど法整備支援分野にはご縁がなかった。したがって、この記念行事の正式メンバーとなる資格はなかったのであるが、小生の後任として法務総合研究所総務企画部副部長に就任された齊藤雄彦現高松高等検察庁検事長のお口添えや、記念行事を実質上主催された山下輝年公証人（元ICD部長）のご理解もあって、出席する機会を頂いた。

お誘いのご連絡を頂き、また、席上、発言する機会も頂戴できるとのことであったので、資料に基づいて正確なお話をしたいと考えたのだが、当然といえば当然のことながら、残念なことに、小生の手元には全く資料が残っていなかった。どうしようかと思案していたところ、幸いなことに、大阪高検の権瓶由佳里公安事務課長が、昔の資料を探してくださった。そこで、それをよすがにして、できる限り正確に思い出しながら、昔を振り返りたいと思う。

3 ICD創設まで

先ほど、小生は、人事課付検事時代から、法整備支援に関与していたと記載したが、正

直にお話しすると、それを思い出したのは、資料を見せていただいてからであった。

当時、法務省の中に、国際化対策等検討委員会という組織ができていたのであるが、会議録を見ると、その会議に小生が出席していたのである。しかし、当時は、ほとんど興味を持っていなかった分野であり、「これに関わる人は大変だろうに。」という程度の思いしか持っていなかったのだと思う。今回資料を見るまで、全く記憶になかった。

このような小生であるが、1998年4月に、西川克行総務企画部副部長（現検事総長）の後任として法務総合研究所に着任してからは、予算要求作業等に加え、法整備支援にどっぷりと浸かっていくことになる。

当時、法務省は、名古屋大学名誉教授の森寫昭夫先生方が進められていたベトナムなどに対する法整備支援に遅ればせながら協力し始めており、また、財団法人国際民商事法センターの支援を受けて、中国などとの比較法研究なども行っていた。

先ほどお話しした同窓会でも紹介されていたが、この法務省の活動の先頭には、法務大臣や法務省特別顧問であられた三ヶ月章先生、元検事総長の岡村泰孝先生、そして、財団法人国際民商事法センターの伊藤正会長が立たれ、大所高所から牽引しておられた。

そのような中で、小生の使命は、小役人的ではあったが、いくつかあった。

第一の使命は、当時、組織としては存在しなかったICDを設立することであった。もちろん、組織を作るには、スクラップアンドビルドが前提であるから、法務総合研究所の組織を改編する必要があった。また、新たな組織となるICDの部長には検事を据えることから、部長ポストをいわゆる充職検事ポストとする必要があり、人事的にも組織的にも、当然のことながら、法務省内での根回しが必要となった。しかし、当時存在した研究第二部をスクラップするについて、歴代の部長を出していた矯正局と保護局の理解を得て可能となり、充職検事ポストとすることについても、当時の官房人事課小津博司課長（元検事総長）の理解と尽力があった。

第二の使命は、ICDという組織を創設しなければならないだけの実績を作ることであった。これについては、当時、総務企画部の榊原一夫部付（現最高検察庁公判部長）や野口元郎部付（現最高検検事、元ICD部長、元カンボジアクメール・ルージュ特別法廷最高裁判所判事）を始めとした総務企画部職員の大活躍に助けていただいた。榊原部付は、その円満な人柄と卓越した実務能力で、ベトナムなど支援対象国の政府高官から絶大な信頼を得ており、JICAベースの法整備支援に加え、刑事法制の整備について事実上アドバイスを求められるほどにまで仕上げてくれた。野口部付は、ネイティブ並の語学力と卓越した企画力で、JICAベース以外に、NGOから資金拠出を受けたインドネシアに対する法整備支援やADB（アジア開発銀行）から資金拠出を得て、フィリピン最高裁研修なども企画し、順次実行に移してくれた。また、民事局出身のキャリアであった亀田哲研究官（「外国会社と登記」や「話せばわかる新研修担保物権法」などの著者として有名。）は、日韓の法務局関係職員を対象とした相互研修と比較法研究を目的として、相互に相手国の研修員を自国に招いて研修・研究を実施する日韓パートナーシップ研修を立ち上げてくれた。これ以外にも、様々な職員が、それぞれの持ち場で力を発揮してくれ、実績は積み上

がっていった。

第三の使命は、このような法整備支援の法的根拠を明確にすることであった。当時、法務省は、国連との協定により、アジア極東犯罪防止研修所の国際研修を実施していたが、これは、刑事関係に限られていたため、民商事法を中心とする法整備支援についても、明確な法的根拠があることが望ましかったのである。幸い、当時、行革のさなかであったので、新たな法務省設置法や組織令に、国際協力に関することを実施できるように書き込む機会には恵まれていた。そこで、そのための作業に協力することが求められた。これについては、松井登総務課長（元名古屋高等検察庁事務局長）や檜原幹雄企画課長（元横浜地方検察庁事務局長）を始めとする本省各部署における勤務経験が豊富な職員が、大活躍をしてくださった。従来、国際関係については、特に、外交の一元化という観点から尽力してこられた外務省も、法整備支援が我が国挙げての国際協力であることなどから、法務省の考え方を理解してくださり、「法務省所管の事務に関する」ということを明らかにすることで、納得いただいた。

このような作業をしつつ、通常業務の予算要求作業を行いながら、あっという間に2年が経過した。この間、ICDを設置する予定の大阪中之島の新庁舎建設現場の進捗状況も何度か視察し、若干の遅れはあるものの、大幅な変更はないことを確認しつつ、大阪高検・地検の幹部へのご説明などを行い、組織要求などの準備も進めていった。

そして、最後の使命は、自分の後任を探すことであった。これについては、当時の直属の上司である栃木庄太郎総務企画部長（元福岡高等検察庁検事長）にも意見具申し、大阪地検の齊藤雄彦検事を推薦した。齊藤検事とは、東京地検特捜部でご一緒させていただき、人格も能力も素晴らしく、かつ、ICDが本拠とする大阪系の検事であることがその理由であった。小生は、栃木部長の密命を受け、1999年夏に大阪に出張し、理由は告げず、齊藤検事に連絡し、夕食をご一緒しながら、世間話をしつつ、法整備支援についての関心の有無を確認したところ、全く興味がない訳ではないと感じ、帰京して栃木部長に報告した。その後のことは小生の関知するところではないが、栃木部長の根回しで、齊藤検事の知らないうちに、小生の後任への線路は敷かれていったのだと思う。

2000年4月1日、小生は、齊藤総務企画部副部長に後を託し、東京地検に異動した。実は、一番大変なところを託したのである。その後の齊藤副部長の大活躍は言うまでもないであろう。現実に、立派な大阪中之島合同庁舎が完成し、ICDが生まれ、現在のように充実した法整備支援活動を継続しているのであるから。

4 今後のICDに期待すること

ICDは、本拠とする大阪の法曹関係者、学会関係者、そして、財界など多方面のご支援を得て、大きく成長し、法整備支援対象国も増加し、内容も充実してきた。ICD関係者は、一瞬たりとも、そのご恩を忘れることができないはずであるし、また、忘れてはいけない。拠点が昭島市に移転することとなっても、今後も、関西の皆さんのご支援を得られるようにしなければいけない。

また、ICDは、自らが行っている法整備支援について、積極的に広報し続けなければいけない。法務省は、霞が関官庁の中では、広報が不得手な方であった。最近は、かなり改善されてきているとは思いますが、まだまだ、控えめな方であろう。

大きく成長し、実績も積み上げているといいながら、なぜ、今更、このようなことを言い出すのかといえ、小生の昔の経験があるからである。またも昔話になるが、1998年4月に総務企画部副部長になった後、小生は、法務省内外に対して、法整備支援の広報をする必要があった。冒頭でお話しした資料にもあるが、小生は、1999年に、法務局職員を対象とした冊子である「みんけん」506号に、「ハウセイビシエンて何？」というテーマで雑文を寄稿した。法務省内部に対する広報である。部内に対しても広報が必要であった。また、部外に向けては、「法律のひろば」（第52巻第12号）に、「法務省の法整備支援事業について」というテーマで寄稿した。

法整備支援は、対象国にとって非常に良い支援であり、特に、我が国の法整備支援は、相手国のニーズを踏まえ、かつ、我が国の法制を押しつけることがないという意味からも、対象国から高い評価と信頼をいただいていることは言うまでもない。世界に誇り得る国際協力である。

しかしながら、良いことをしているからそれでよいということではないと思う。良いことをしているのであればあるだけ、積極的な広報を継続し、賛同してくださる方々を増やしていかなければならない。今後は、昭島に移転するのであるから、移転先での広報も必要であろうし、移転した後疎遠になりがちな大阪など関西の皆さんへの継続的なご説明も必要であろう。

振り返ってみると、結局のところ、素晴らしい上司と同僚に恵まれ、何とか2年間を乗り切ったというだけの去りゆく老兵の昔話と説教臭いお願いだけになってしまった。記載した経緯の中には、自分に都合のいいように誤解して記憶しているものもあるであろう。どうか、全てはICD愛から出ているものであるとご容赦願いたい。

最後に、ICDのますますの発展と法整備支援事業の拡大・充実を祈念し、筆を置きたいと思う。